

労働基準法は1日及び1週間の労働時間の上限を規定しています。また1週間に1日、または4週間を通じて4日以上以上の休日を与えることを規定しています。この労働時間の上限を超えて労働させる場合、または休日に労働させる場合は、事前に労使協定を締結し労働基準監督署長に届け出なければなりません。この労使協定のことを「36協定」と呼んでいます。

時間外労働・休日労働を行う場合の手続き（記載事項等と作成要領）

3.6 協定は

- ① 時間外労働または休日労働をさせる必要のある具体的事由
- ② 業務の種類
- ③ 対象労働者数
- ④ 1日及び1日を超える一定の期間について延長することができる時間または労働させることができる休日

等について協定を行い、労働基準監督署に届出ておかねばなりません。

36 協定届の作成は、下の「**記載例**」を参考にしてください。

また、協定時間については、上限としての限度基準を下部に示していますので、期間ごとの時間数を参考にしてください。

時間外労働
休日労働 に関する協定届

記載例

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
電気機械器具製造業		〇〇電子(株) △△工場		〇〇市△△町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇〇)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
						1ヶ月(毎月1日)		1年(4月1日)
①下記②に該当しない労働者	臨時の受注等	プレス工	15人	8時間	3時間	45時間	360時間	平成28年4月1日から1年間
	決算業務	事務員	1人	8時間	3時間	24時間	200時間	
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注等	検査員	5人	8時間	3時間	42時間	320時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
臨時の受注等		プレス工	15人	毎週土曜日 日曜日	法定休日の内1ヶ月に1回 始業8時40分～終業17時00分		同上	
臨時の受注等		検査員	5人					

協定の成立年月日 平成28年 3月22日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 プレス工主任
氏名 労働 花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
平成28年 3月27日

使用者 職名 代表取締役社長
氏名 基準 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿

時間外労働とは

労働基準法が定める労働時間の上限（「法
（労働基準法）」）を超えて働かせることを「時
（労働基準法）」、36協定届が必要となります。右記載の
（労働基準法）に働かせる場合も36協定の対象となり

休日労働とは

労働基準法が定める、最低限と与えるべき休日（「法定休日」と呼ばれます。）に働かせることを「休日労働」と呼び、36協定届が必要となります。

時間外労働の限度基準

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1ヵ月	45時間
2ヵ月	81時間
3ヵ月	120時間
1年間	360時間

届出様式の入手

- Word ファイル

- PDF ファイル

鳥取労働局 監督課 TEL 0857 (29) 1703

鳥取労働基準監督署 TEL 0857 (24) 3211

米子労働基準監督署 TEL 0859 (34) 2231

倉吉労働基準監督署 TEL 0858 (22) 6274

届け出用紙の入手等

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）

は上記の「Wordファイル」、「PDFファイル」のリンクアドレス（URL）から様式をダウンロードしていただくこともできます。

詳細は、労働局または労働基準監督署へお尋ねください。

2016.07